

新型インフルエンザ対策についての
平成21年8月13日以降の暫定的方針

沖縄県新型インフルエンザ対策本部

現在の情勢

- 県内では新型インフルエンザの感染が拡大している
- インフルエンザの流行は、以前のB型主流からA型に移行し、かつそのほとんどが新型インフルエンザと推定される
- 新型インフルエンザの病原性は、季節性のインフルエンザとほぼ同程度である
- 40歳代以下のほぼ全員が感受性者(感染する可能性がある)と思われ、今後も感染の拡大が急速に進むものと考えられる
- 今後の対策の目標は、社会機能を維持しつつ感染拡大のスピードを抑制することになる

主要な対策

- 学校や保育所における急速な集団感染拡大を抑制するため、設置者に対して休業の要請を行う
- 医療機関に対しては、今後は重症例や入院例についてPCR検査を行い、それに基づく報告を求め、また院内感染事例の集団発生についても報告を求めることとする
- 今後、県内の新型インフルエンザ流行状況は、学校や保育施設等の集団の管理者から情報を得るとともに、通常のインフルエンザ定点医療機関から週報で把握しウイルスの亜型等の分析は新型インフルエンザの病原体定点医療機関から検体を提出する

各論

- (1) 今後のPCR検査の実施基準と患者の届け出について
- 現時点、本県ではクラスターサーベイランスの役割が終わり、重症者のサーベイランスへ移行せざるを得ない状況となっている。個別に新型かどうかを検査するのはもはやほとんど意味がなく、簡易キットでA型と診断されたものは、ほぼ新型インフルエンザとみなすべきである
 - 今後は医療機関から疑似症や集団発生事例の報告を積極的には求めず、重症例や入院例などの特異な状況についてPCR検査を実施し、報告を求めることとする。
 - また、医療機関における集団感染に適切に対応するため、院内感染事例の集団発生について報告を求めることとする

(2) 学校や保育施設等における社会対応について

- 学校については、1週間以内に医師からインフルエンザと診断された事例が、クラスの約1割を超えた時点で、設置者と協議し、休業の検討を行う
- 保育施設等(高齢者及び障害者施設の通所事業等を含む)については、1週間以内に医師からインフルエンザと診断された事例が複数発生した時点で、市町村や県の主管課と協議し、休業の検討を行う

(3) タミフルの予防投薬の考え方

- 新型インフルエンザの流行状況から予防投薬には限界があることを十分説明の上、個人負担を原則に実施する

(4) 院内感染対策について

- 医療職は原則として業務中はサージカルマスクを着用することを勧める。
- インフルエンザ様症状で受診する際は、マスクを着用して来院することを医療機関側からも再度広報する

(5) 職場における対応について

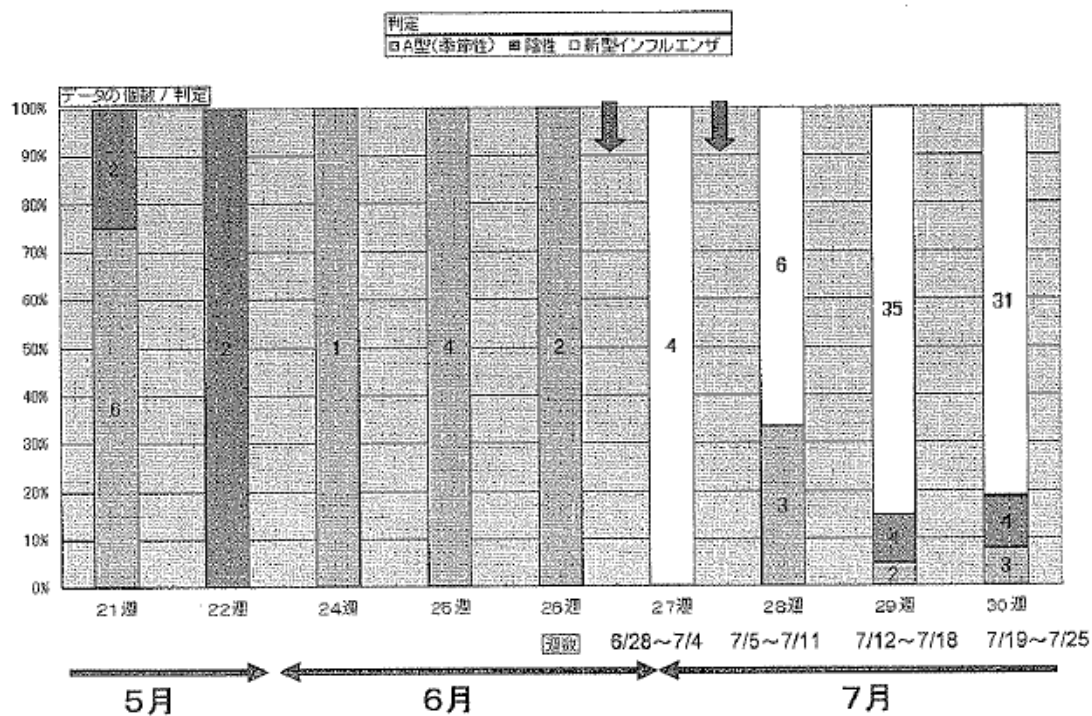
- 今般の新型インフルエンザへの対応として、感染症法第44条の3第2項に基づく外出自粛要請(県知事が書面を持って行動制限を要請すること)がなされる可能性は極めて低い
- しかし、職場内での急速な感染拡大は避けるべきであることから、従業員の同居家族が新型インフルエンザと診断された場合、職員は上司と相談し、休暇を取るなど、可能な感染拡大防止行動に協力するようお願いする
- 出勤する場合は、当該従業員に症状がない場合でも、他に感染を広げないように、マスクを着用することを勧める

※ これらの対策は、沖縄県の対応方針を暫定的に示したもので、遅くとも全保健所管内で、平成21年8月24日までにこの方針に移行できるようにする。

第8回沖縄県新型インフルエンザ対策本部会議(平成21年8月13日) 資料
「今般の新型インフルエンザの特徴について」

中部地区の発生状況

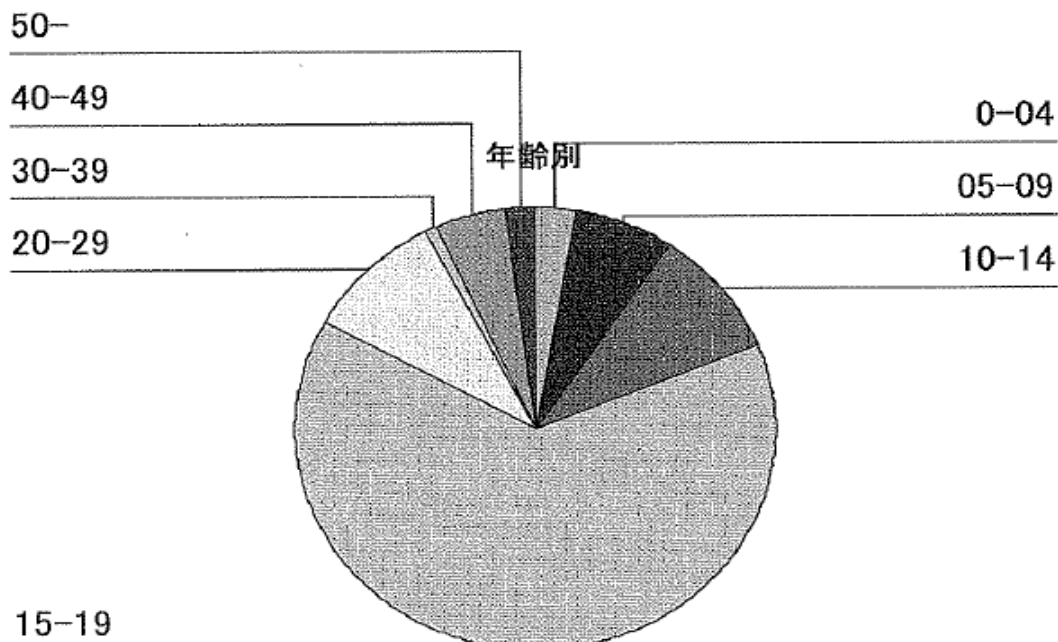
A型陽性のサブタイプの経緯



※A型インフルエンザのうち、6月までは季節性インフルエンザが多かったが、7月以降は新型インフルエンザが優位となってきている。

患者の年代別割合

7/20までのデータ(110名)



※15-19歳が最も多く、若い世代で感染拡大が確認されている。

症状

7/20までのデータ(110名)

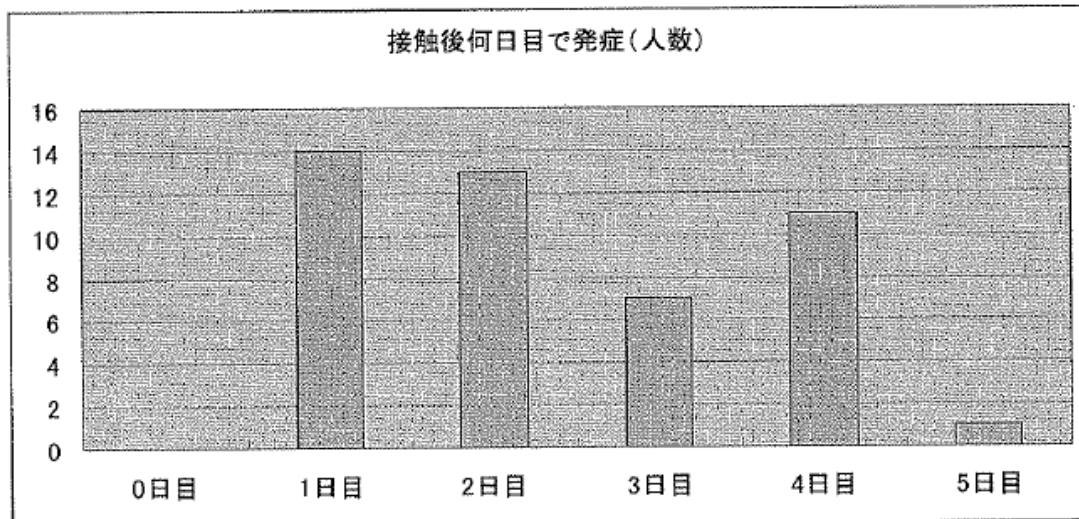
	なし		あり	
	度数	%	度数	%
熱	1	1.0%	100	99.0%
38度以上	12	14.8%	69	85.2%
咳	31	32.0%	66	68.0%
咽頭痛	66	68.0%	31	32.0%
鼻水	55	56.7%	42	43.3%
倦怠感	63	64.9%	34	35.1%
頭痛	88	90.7%	9	9.3%
関節痛	67	82.7%	14	17.3%
筋肉痛	73	90.1%	8	9.9%

注)軽症例は受診していないことが報告されている

接触してから発症までの期間

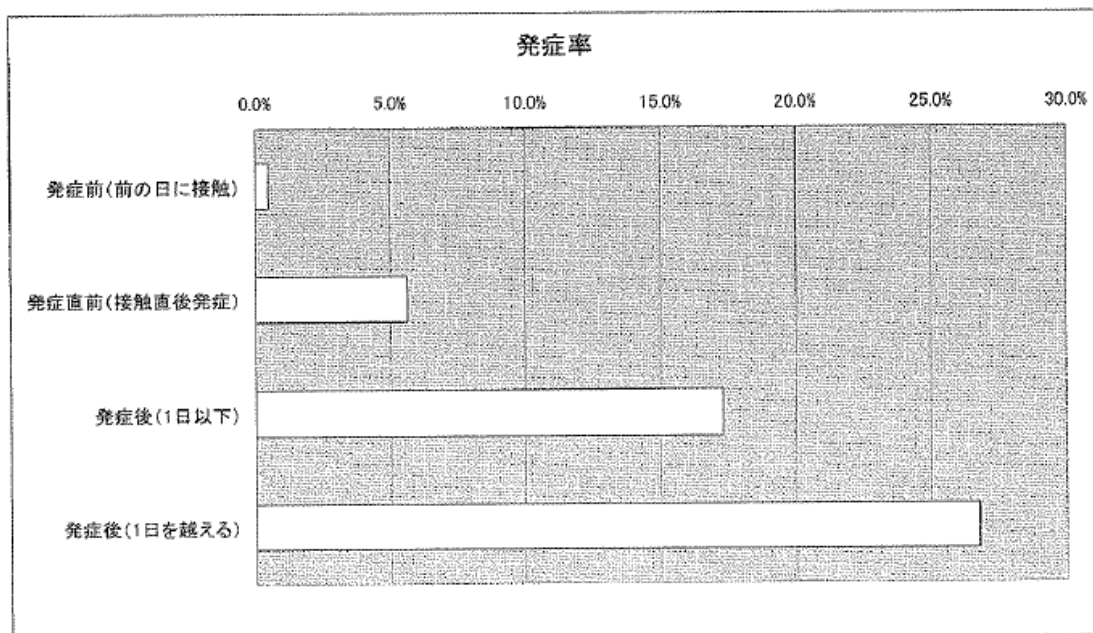
(接触が確定しているケースのみ)

7/20までのデータで集計



※患者との接触後、ほとんどが4日以内に発症している

接触時期と発症状況



※患者が発症した後の接触により、感染が広がっている可能性が高い

学校における休業の目安

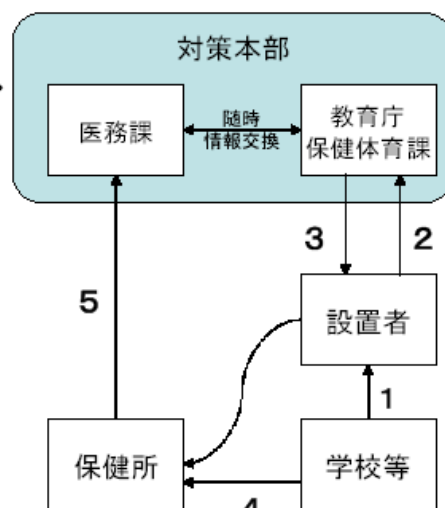
状況	要請内容
同一クラス内に、インフルエンザと診断された [*] 児童生徒が1名発生した場合	本人のみ出席停止 (1週間)
同一クラス内に、インフルエンザと診断された児童生徒が <u>1週間以内にクラスの約1割を超えて発生した場合</u>	学級閉鎖 ^{**} (1週間)
1学年に複数の学級閉鎖が発生した場合	学年閉鎖 (1週間)
学校内に複数の学年閉鎖が発生した場合	学校閉鎖 (1週間)

^{*}「インフルエンザと診断された」とは、主治医が診断した事例を指し、現時点では新型インフルエンザに罹患している状態とみなす

^{**}できるだけ学級閉鎖の単位で乗り切る方針で対応することとする

休業が行われるまでの例(公立学校の場合)

1. 学校は集団発生を確認した場合、設置者と協議し、休業を検討する(必要であれば設置者は保健所に助言を求める)
2. 設置者は休業の方針を教育庁に報告する
3. 対策本部は設置者に対して休業を要請する
4. 学校は集団発生について保健所に報告する
5. 保健所は医務課に報告する



※なお、要請がない場合も、都道府県等と相談の上、学校・保育施設等の設置者等の判断で臨時休業を行うことを妨げるものではありません。

保育施設等における休業の目安

状況	要請内容
同一施設内で、インフルエンザと診断された園児や職員が1名発生した場合	本人のみ自宅療養 (解熱後2日まで)
同一施設内で、インフルエンザと診断された園児や職員が、 <u>1週間以内に2名以上発生した場合</u>	休業の要請 ^{※※} (1週間)

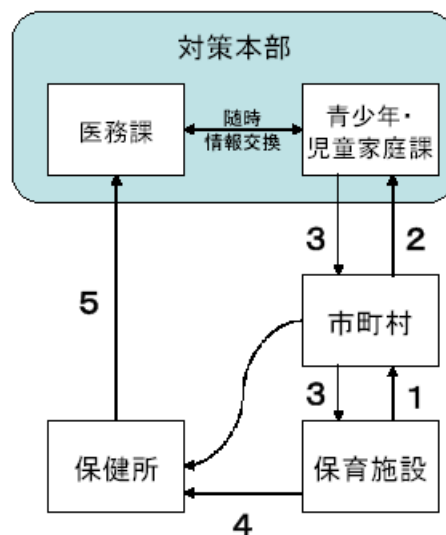
※「インフルエンザと診断された」とは、主治医が診断した事例を指し、現時点では新型インフルエンザに罹患している状態とみなす

※※ただし、保育に欠ける要件のため、どうしても避けなければならない合理的理由がある場合には、感染防止に留意しながら保育を行うことについて、弾力的に対応するものとする

※※※保育施設等には、高齢者及び障害者施設における通所事業等を含み、その場合、集団発生の確認された施設は、県の主管課と直接協議を行う

休業が行われるまでの例(保育施設の場合)

1. 保育施設は集団発生を確認した場合、市町村と協議し、休業を検討する(必要であれば、市町村は保健所に助言を求める)
2. 市町村は休業の方針を青少年・児童家庭課に報告する
3. 対策本部は市町村を通して、設置者に対して休業を要請する
4. 保育施設は集団発生について、保健所に報告する
5. 保健所は医務課に報告する



※なお、要請がない場合も、都道府県等と相談の上、学校・保育施設等の設置者等の判断で臨時休業を行うことを妨げるものではありません。

県民への呼びかけ

- ・ インフルエンザのような症状(発熱、咳、鼻水、のどの痛みなど)がある場合は、外出を控え、軽症であれば水分・栄養補給を十分行い、自宅で療養しましょう
- ・ インフルエンザのような症状で、医療機関を受診する際には、マスクを着用して、かかりつけ医を受診しましょう
- ・ インフルエンザは発症後1週間以内、又は解熱後2日以内は、他人に感染させる可能性がありますので自宅で療養しましょう。また、この期間を過ぎれば感染の可能性はほぼありませんので、完治証明書などは必要ありません
- ・ 抵抗力が弱っている人が入院している、病院内へのウイルスの持ち込みを防ぐため、お見舞いなどは必要最小限に控えるようお願いします。
- ・ 家族に患者が発生した場合は、看護等の接触で感染している可能性もあるので、職場への出勤については、上司と相談し、休暇を取ることやマスク着用等で、できるだけ感染を広げない行動にご協力下さい